

議案第40号

三朝町営住宅使用料徴収条例の廃止について

次のとおり三朝町営住宅使用料徴収条例を廃止することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成10年3月10日

三朝町長 吉田秀光

平成10年3月20日原案可決

三朝町議会議長 西村武津美

三朝町営住宅使用料徴収条例を廃止する条例

三朝町営住宅使用料徴収条例（昭和34年三朝町条例第21号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成10年4月1日から施行する。